景観法及び霧島市景観条例に基づく

~景観行為屆出制度のご案内~

霧島市は全域が景観計画区域内です!

霧島市では、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取り組みを推進し、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならでは」のまちづくりを目指すため、霧島市景観計画を策定し、霧島市全域を霧島市景観計画区域と定めています。

○事前の届出について

規模の大きな建築物や工作物の設置、開発行為等は、その存在や行為自体が景観上周囲に大きな影響を与えることが想定されます。そのため、一定の行為については、その内容や規模に応じて着手前の届出を求め、周辺地域の景観に配慮がなされているか事前に審査を行います。

○届出の時期

工事着手の30日前までに霧島市都市計画課へ届け出てください。(郵送可) ※各総合支所市民生活課を経由して届出を行うこともできます。



○届出書の審査と適合通知書の交付

提出された届出書は霧島市景観計画に沿って審査を行い、景観形成基準に適合しているものについて適合通知書を交付します。本来、届出を提出してから30日は工事の着手をすることができませんが、適合通知書の受領後は30日を待たずに工事の着手をすることができます。

:… ○チェックリストの記入例

行為	景観形成基準	景観への配慮(申請者ご自身でご記入いただく欄)						
1	【里の景域、まちの景域】 ・通りや周辺との連続性に 配慮した配置・規模とす る。	□周辺の景観特徴を把握した建築物の配置計画を行う。	市記入欄					
	国出地の景域を 確認してください	1つの枠ごとに必ず1つは チェックがつくように配慮して ください ◇がついている項目にチェック をつけた場合は、具体的な方法 を選択してください						

お問い合わせ先

霧島市役所 都市計画課 都市計画グループ 〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号 【TEL】0995-64-0908 【FAX】0995-47-1441 【メール】toshi@city-kirishima.jp 裏面も ご覧ください

	○届出対象行為及び必要書類									
	対象行為	移転、外観を変更する修繕・	工作物の新設・増築・改 築・移転、外観を変更する 修繕・模様替・色彩の変更	開発行為、土地 の開墾その他土 地の形質の変更	土石の採取・ 鉱物の掘採、 木竹の伐採、 屋外における物 件の堆積	外観照明 の新設・ 改設等				
	対象規模		○高さ10m超のもの ○上記の規模のもので、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2以上のもの ○太陽光発電設備を設置する事業に係る一団の土地の面積の合計が5,000㎡以上のもの	の面積の合計が 1,000㎡以上 の もの	の面積の合計が 500㎡以上 のも の	届と 関連 はなる はなる は いる は いる で いる で いる で いる で いる で いる で い				
必要書類(1部)	A 母 尽	〇景観計画区域内行為(変更)届出書 〇景観形成基準適合チェックリスト 〇位置図 〇現況写真(2方向以上) 〇その他参考となる事項を記載した図書								
	1	○配置図 (敷地内における対象物の位置・ ○彩色が施された2面以上の立き 太陽光発電設備の場合 ○太陽光モジュールや周辺設・ 分かる資料(カタログの写 ○植栽やフェンス等目隠しが	○設計図又は施行 方法を明らかにす る図面(計画平面 図、横縦断図な ど)		〇の示 〇にされる 外位置る 観照を表面 外よれる 外よれる の の の の の の の の の の の の の の の の の の の					

【対象となる工作物】

〇パネルの配置図

- ①煙突、排気塔その他これらに類するもの
- ②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに 類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法 (昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気 事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通 信設備用のものを除く。)
- ③広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、電波塔その他これら に類するもの
- ④高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの
- ⑥観光用のエレベーター、エスカレーター

- ⑦ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウ ンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯
- ⑧アスファルトプラント、コンクリートプラント、ク ラッシャープラントその他これらに類するもの
- ⑨自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑩石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料、肥料、セ メントその他これらに類するものを貯蔵する施設
- ①汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの
- 12太陽光発電設備
- (13)その他市長が指定するもの

○届出対象行為の適用除外

下記に該当する場合は届出の提出は不要です

される面の 立面図

- ○国立公園の特別地域、特別保護地区又は海域公園 地区における自然公園法に基づく許可を要する行為
- ○通常の管理行為、軽易な行為等する行為
- ○地下に設ける建築物や工作物
- ○仮設の工作物の建設

- ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために 通常行われる伐採
- 木 竹 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- の ・自家の生活の用に充てるために必要な伐採
- 伐 ・仮植した木竹の伐採
 - ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる 木竹の伐採